

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案の概要について

総 務 省 統 計 局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

1 改正の背景

経済センサス - 活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）の定めるところにより、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること、並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施している。

本調査を令和8年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

（1）調査事項の削除（第6条関係）

- 客体負担の軽減のため、甲調査に係る以下の調査事項を削除

物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数

（2）名簿作成に関する規定の改正（第9条関係）

- 企業構造の事前把握が、統計法第27条に基づく照会業務に統合される形で廃止されたことに伴い、該当の記載を削除
- 「事前名簿」と「調査用名簿」が存在していたところを後者に統一
- 経済センサス - 基礎調査と同様、名簿作成に用いるデータをより調査期日に近い情報を反映可能な事業所母集団データベースに変更

（3）調査方法に関する記載の変更（第7条、第10条、第12条、第15条、第16条、第18条関係）

- 甲調査におけるオンライン先行回答方式の導入に伴い、オンライン調査の方法等を明確化
- 国の直轄調査の対象として総務大臣及び経済産業大臣が指定する調査事業所について、法人でない団体の調査事業所を追加するため、「指定企業」を「指定事業所」に変更
- 能登半島の一部市町において、調査員調査が困難な地域が存在するため、「指定地域」の記載を追加

【参考】第10条第1項の表における新旧対応関係

旧	調査区分	調査区分の詳細	新	調査区分
一	調査員調査	以下のいずれの区分にも該当しない 存続事業所	一	オンライン回答に必要な書類を国が送付
		新設事業所	二	調査員調査
二	市の直轄調査 (複数事業所)	従業者数 30 人未満で同一市内に事業所を有する 複数事業所企業の事業所 (ただし、国の直轄調査 対象に該当するものを除く。)	三	市の直轄調査
三	市の直轄調査 (単独事業所)	従業者数 300 人以上で市内に所在する単独事業 所 (ただし、国の直轄調査対象に該当するものを 除く。)		
四	都道府県の 直轄調査 (複数事業所)	従業者数 30 人未満で同一都道府県内に事業所を 有する複数事業所企業の事業所 (ただし、市又は 国の直轄調査対象に該当するものを除く。)	四	都道府県の直轄調査
五	都道府県の 直轄調査 (単独事業所)	従業者数 300 人以上で都道府県内に所在する単 独事業所 (ただし、市又は国の直轄調査対象に該 当するものを除く。)		
六	国の直轄調査 (複数事業所)	従業者数 30 人以上の複数事業所企業の事業所 (ただし、市又は都道府県の直轄調査対象に該 当するものを除く。)、複数都道府県に事業所 を有する企業の事業所	五	国の直轄調査
七	国の直轄調査 (単独事業所)	指定事業所等		

(4) 調査期間の変更 (第10条関係)

- ・オンライン先行回答方式の導入に伴い、甲調査の調査期間を1か月前倒しすることに伴う変更

(5) その他所要の改正 (第10条の2、第11条、第14条関係)

- ・第10条第1項の表の改変に伴う改正

3 施行期日

公布の日から施行する。